

目標（3）人権擁護の充実

目標 （3） 人権擁護の充実

施策の方向	①相談窓口の充実
	②人権侵害被害者への対応の充実

法務省人権擁護局の平成 30(2018)年度人権侵犯事件状況報告によると、新規受理件数は 19,063 件、前年比 2.4%の減少で、特徴としては、インターネット上の人権侵害情報に関する事件数が 1,910 件、前年比 13.8%の減少と、前年に次いで過去 2 番目に多い件数でした。また、セクシュアル・ハラスメントに関する事件数が 410 件、前年比 35.3%と増加しました。

私人等における人権侵犯事件では、住居・生活の安全に関する侵犯（相隣間におけるものなど）が 3,730 件と最も多く、次いで、学校におけるいじめ事案が 2,955 件、暴行・虐待（夫の妻に対する暴行、児童虐待など）が 2,749 件、強制・強要事案（夫の妻に対する強要、ストーカー行為など）が 2,281 件、プライバシー関係事案（インターネット等によるものなど）が 2,257 件、労働権関係事案（パワーハラスメント、労働基準法違反など）が 2,106 件と大きな割合を占めています。

また、「人権意識調査」においても、「あなたは、今までに、御自分の人権が侵害されたと思ったことがありますか」という質問に 28.7%が「ある」と答えており、前回より 1.0%以上上昇しています。

（参照：P 7（問 3）のグラフ）

今後、一層複雑多様化していく人権課題に対して、実効性のある人権侵害の早期発見と救済を進めていくためには、市民がどんなことでも、気軽に相談できるよう相談窓口の更なる充実が必要です。また、人権侵害を受けた場合の救済制度について様々な機会を捉えて市民に周知するとともに、法務省の人権擁護機関（法務局及び人権擁護委員）との緊密な連携が必要です。

施策の方向 ①相談窓口の充実

現状・課題

市民の様々な悩みや相談に対応するために、人権擁護委員による人権相談、専門カウンセラーによる女性のための相談、DV相談、家庭児童相談、子ども SOS、教育・いじめ相談、教育相談、心配ごと相談、職業相談、消費生

活相談、法律相談、一般市民相談などの窓口を設けてそれぞれ相談を行っているほか、各担当窓口でも毎日相談を受け付けています。

なお、障がいのある人に関する相談については、障がい者支援課において総合相談を実施しているほか、相談支援事業者への委託による相談支援機能の強化、指定相談支援事業所による計画相談支援、障害児相談支援、基本相談支援の実施、「野田市障がい者団体連絡会」の協力により当事者関係者相談を実施し、適切な支援に取り組んでいます。

今後とも市民が気軽に相談できるよう各相談窓口の連携を図るとともに、内容の充実に努める必要があります。

取組の方針

市民が気軽に相談できるよう各相談窓口の連携を図るとともに、内容の充実に努める必要があります。

主な取組

- ・ 市民が気軽に相談できるよう各相談窓口の連携・充実
- ・ 市報や市ホームページ等による各相談窓口の周知

施策の方向 ②人権侵害被害者への対応の充実

現状・課題

法務大臣から委嘱された人権擁護委員は、人権を侵害された被害者からの相談や申告を受けた場合、直ちに法務局と協議し、必要な調査を行っています。

その結果、侵犯事実の認定がされた場合には、ケースに応じて、援助、要請、説示、勧告、告発などの救済措置を行っていますので、人権侵害を受けた場合の救済制度について、制度の更なる周知を図る必要があります。

取組の方針

人権侵害を受けた場合の救済制度について、様々な機会を通じて制度の更なる周知を図るとともに、人権侵害があった場合には、人権擁護機関（法務局及び人権擁護委員）と連携を図り、速やかな対応に努めます。

主な取組

- ・ 人権侵害を受けた場合の救済制度について、人権週間や人権擁護委員の日といった様々な機会を通じた制度の更なる周知
- ・ 人権擁護機関との更なる連携の強化
- ・ 市報や市ホームページなどによる人権相談窓口の市民への周知